

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 1号 令和3年度岩国市一般会計補正予算（第12号）

議案第 7号 令和4年度岩国市一般会計予算

議案第83号 令和4年度岩国市一般会計補正予算（第1号）

以上3議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 8号 令和4年度岩国市土地取得事業特別会計予算

議案第43号 岩国市個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第44号 岩国市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第45号 岩国市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第46号 岩国市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第47号 岩国市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第48号 岩国市消防団条例の一部を改正する条例

議案第49号 岩国市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

議案第50号 岩国市出張所設置条例の一部を改正する条例

議案第56号 装束ポンプ場改修工事請負契約の締結について

議案第57号 財産の無償譲渡について

議案第60号 指定管理者の指定について

議案第61号 指定管理者の指定について

議案第74号 指定管理者の指定について

議案第79号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

議案第80号 山口県市町総合事務組合の財産処分について

議案第81号 岩国地区消防組規約の変更に関する協議について

以上17議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第7号 令和4年度岩国市一般会計予算のうち、本委員会所管分の審査におきまして、総務費の総務管理費の男女共同参画推進費の男女共同参画推進事業に関し、委員中から、「ジェンダー平等を推進する中で、女性にとって働きやすい職場環境づくりのために、生理休暇の取得や男女の賃金の格差などの問題が浮かび上がってきている。こういった問題について、市の職員はもちろん、市内の企業についても状況を調査するべきではないか」との質疑があり、当局から、「男女共同参画基本計画策定事業として、令和5年度から始まる5か年の計画の策定を予定している。策定に当たっては、約3,000人を対象とした市民意識調査と、500社ほどの事業所への意識調査を行い、その結果を把握・分析することで、基本目標や数値目標に反映したいと考えている」との答弁がありました。

続いて、企画費のICT推進事業関係費に関し、

委員中から、「市の様々な業務の中でICTが活用されていく中、CIO、最高情報統括責任者である杉岡副市長としては、今後、どのような考え方でDXを進めていくのか」との質疑があり、当局から、「DXを進めるに当たっては、岩国市デジタル化推進会議において協議を行ってきている。これから様々な分野でDX関係の予算が出てくると思われるが、組織の中で事業の内容を精査した上で、これから創設されるCIO補佐官の助言を得ながら、確実に進めてまいりたい」との答弁がありました。

続いて、歳入の県支出金の委託金の総務費委託金の住宅環境改善支援事業事務委託金に関し、委員中から、令和3年度に比べて大幅に増額されている理由について質疑があり、

当局から、「この事業は、山口県が、岩国基地への艦載機の移駐による騒音の影響が懸念される地域での定住を促進するため、エアコンの取付け等に補助金を交付するに当たり、岩国市に申請の受付や広報などの業務を委託しているものである。令和4年度から事業の対象区域が広がることに伴い、対象となる世帯数が、1,372世帯から4,241世帯に増える見込みであるが、申請などの業務が増えるため、委託料が増額となっている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「住宅以外にも、店舗や事務所等は事業の対象に含まれるのか。また、令和4年度から対象となる方に対して、どのような形でPRを実施していくのか」との質疑があり、当局から、「生活環境の改善が目的であり、事務所・店舗等は対象外である。また、PRについては、対象区域に配布する広報いわくにへ折り込みチラシを入れるほか、受付窓口である基地政策課、由宇総合支所、通津出張所、柱島出張所においても広報を行う」との答弁がありました。

本議案のうち、本委員会所管分につきましては、討論において、一部委員から、「本市の政策である「基地との共存」には一貫して反対の立場にあるので、予算については反対する」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号 岩国市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の討論におきまして、一部委員から、「本議案は、職員の期末手当を減額する内容になっているが、日本では実質賃金がなかなか上がらないという状況で、公務員の賃金の社会全体への影響力を考慮すると、そういった減額をするべきではないと考えるため、反対する」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。